

株 主 各 位

広島県安芸郡府中町新地3番1号

マ ッ ダ 株 式 会 社

代表取締役社長 井 巻 久 一

第139回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第139回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、ご押印のうえ、ご返送くださるか、当社指定のインターネット議決権行使サイト（<http://www.webdk.net>）より議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成17年6月24日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 広島県安芸郡府中町新地3番1号 当社本店講堂
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項1. 第139期（平成16年4月1日から平成17年3月31日まで）
営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件
報告事項2. 第139期（平成16年4月1日から平成17年3月31日まで）
連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人
及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 第139期利益処分案承認の件
- 第2号議案 資本準備金及び利益準備金減少の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」2頁に記載のとおりであります。
- 第3号議案 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件（ストックオプション付与の件）
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」2頁から4頁に記載のとおりであります。
- 第4号議案 自己株式買受の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」5頁に記載のとおりであります。
- 第5号議案 取締役4名選任の件
- 第6号議案 監査役4名選任の件
- 第7号議案 退任取締役及び退任監査役に退職慰労金贈呈の件

1. 招集通知に添付すべき計算書類、連結計算書類及び監査報告書
謄本は、別添の「第139期報告書」のとおりであります。
2. 議案の内容・要領等につきましては、後記の「議決権の行使についての参考書類」をご参照ください。

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. インターネットにより議決権を行使くださる際は、9頁に記載の「インターネットによる議決権行使について」をお読みくださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

1,212,645個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第139期利益処分案承認の件

本議案につきましては、別添の「第139期報告書」22頁記載のとおりであります。

当社は、安定的な配当の実現に努めており、1株につき2円を予定しておりましたところ当期の業績を勘案し、当期末の株主配当金につきましては、1株につき3円とさせていただきたいと存じます。

第2号議案 資本準備金及び利益準備金減少の件

配当可能利益の充実を図るとともに、今後の経営環境変化に柔軟に対応するため、商法第289条第2項の規定に基づき、次のとおり資本準備金を減少しその他資本剰余金に、利益準備金を減少し未処分利益にそれぞれ振り替えることについてご承認をお願いするものであります。

1. 資本準備金104,433,122,034円のうち、74,248,263,272円を減少して30,184,858,762円といたします。
2. 利益準備金15,751,736,728円の全額を減少いたします。

第3号議案 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件（ストックオプション付与の件）

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、特定の当社取締役、執行役員、従業員及び連結対象会社取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することについてご承認をお願いするものであります。

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

特定の当社取締役、執行役員、従業員及び連結対象会社取締役に新株予約権を付与することで、業績に対する意欲や士気を高め、継続的な経営改革を展開することにより、当社企業価値の向上を図るもの。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式2,300,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、この調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 発行する新株予約権の総数

2,300個を上限とする。(新株予約権1個につき普通株式1,000株。但し、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、上記(1)と同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

1株当たりの払込価額は、次のうち、最も高い金額とする。

新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額。但し、1円未満の端数は切り上げる。

新株予約権の発行日における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値。

平成17年6月24日から新株予約権の発行日までに自己株式を取得した場合、当該自己株式の取得価額の総額から取得した株式の総数を除した金額。但し、1円未満の端数は切り上げる。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。)するときは、次の算式により払込価額を調整するものとし、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{調整前払込価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとする。

(5)新株予約権の権利行使期間

平成19年7月1日から平成22年6月30日

(6)新株予約権の行使の条件

新株予約権を付与された者(以下「新株予約権者」という。)は、その地位を喪失した場合(取締役・執行役員の退任、従業員の定年退職・会社都合退職など。)においても、権利を行使することができる。但し、従業員が自己都合により退職した場合は、この限りでない。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本件新株予約権の相続を認める。但し、に規定する契約に定める条件による。

新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。

(7)新株予約権の消却事由及び消却条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権については無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、(6)及びに規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合は、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(8)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

第4号議案 自己株式買受の件

ストックオプションに対応するための代用自己株として利用することを主な目的として、商法第210条の規定に基づき、次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式2,300,000株、取得価額の総額10億円を限度として取得することといたしたいと存じます。

第5号議案 取締役4名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役 井巻久一、ギデオ・ウォルサーズ、スティーブン・ティー・オデル、藤原睦躬の4氏が任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴及び他の会社の代表状況	1.所有する当社の株式の数 2.当社との特別の利害関係
1	井巻久一 昭17年12月5日生	昭和40年4月 当社入社 平成4年2月 当社技術本部副本部長 平成5年6月 当社取締役 平成5年6月 当社技術本部長 平成8年6月 当社本社工場長 平成9年6月 当社常務取締役 平成11年6月 当社専務取締役 平成14年3月 当社代表取締役副社長 平成14年6月 当社代表取締役副社長執行役員 平成15年8月 当社代表取締役社長兼CEO 現在に至る	1 35,000株 2 なし
2	ギデオ・ウォルサーズ (Gideon Wolthers) 1955年6月3日生	1995年6月 フォード モーター カンパニー インターナショナルオートモーティブ オペレーションズフォードインディア オペレーションズバイスプレジデント (財務担当) 1999年1月 同社プロダクトディベロップ メントスモールメディアムピー クルセンターコントローラー 2001年6月 当社常務取締役 2002年6月 当社常務執行役員 2002年12月 当社専務執行役員兼CFO (最高財務責任者) 2003年6月 当社代表取締役専務執行 役員兼CFO(最高財務 責任者) 現在に至る	1 .1,000株 2 なし

候補者番号	氏名 生年月日	略歴及び他の会社の代表状況	1.所有する当社の株式の数 2.当社との特別の利害関係
3	ふじ 藤 原 睦 躬 昭和17年3月13日生	昭和39年4月 当社入社 平成5年3月 当社第6営業本部副本部長 平成5年6月 当社取締役 平成5年6月 当社購買本部副本部長 平成7年6月 当社購買本部長 平成9年6月 当社常務取締役 平成11年6月 当社専務取締役 平成14年6月 当社取締役専務執行役員 現在に至る	1 26,000株 2 な し
4	* ダニエル・ ティー・モリス (Daniel T. Morris) 1956年3月6日生	2000年1月 フォード モーター カンパニー グローバルプロダクト マーケティング、マーケティング、 セールズアンドサービス トラックビークルセンター グローバルプロダクト マーケティングマネージャー 2001年4月 同社グローバルプロダクト マーケティング、マーケ ティング、セールズアンド サービスアウトフィッターズ プロダクトマーケティング マネージャー 2001年7月 マツダモーターヨーロッパ GmbH副社長 2003年5月 同社社長兼CEO 2003年6月 当社執行役員 2004年6月 当社常務執行役員 現在に至る	1 0株 2 な し

(*は新任候補者であります。)

第6号議案 監査役4名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役 阪田俊紀、池田和三、土肥孝治、小松健一の4氏が任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴及び他の会社の代表状況	1.所有する当社の株式の数 2.当社との特別の利害関係
1	とひ たか はる 土肥孝治 昭和8年7月12日生	昭和33年4月 検事任官 平成8年1月 検事総長 平成10年6月 退官 平成10年7月 弁護士登録 現在に至る 平成11年6月 当社監査役 現在に至る 平成11年6月 株式会社小松製作所監査役 現在に至る 平成14年4月 積水ハウス株式会社監査役 現在に至る 平成14年6月 阪急電鉄株式会社監査役 (現 阪急ホールディングス株式会社) 現在に至る 平成15年6月 関西電力株式会社監査役 現在に至る 平成17年4月 阪急電鉄株式会社監査役 現在に至る	1. 0株 2. なし
2	こまつ けん いち 小松健一 昭和12年3月10日生	平成3年11月 株式会社住友銀行 代表取締役専務取締役 平成5年6月 株式会社関西銀行 代表取締役副社長 平成6年6月 同行代表取締役社長 平成11年1月 同行取締役会長 平成14年6月 当社監査役 現在に至る	1. 0株 2. なし
3	* やま もと じゅん いち 山本順一 昭和23年4月23日生	昭和48年4月 当社入社 平成10年6月 当社技術研究所副所長 平成13年3月 当社技術研究所長 現在に至る	1. 0株 2. なし

候補者番号	氏名 生年月日	略歴及び他の会社の代表状況	1.所有する当社の株式の数 2.当社との特別の利害関係
4	* しら くら しげ お 生 白 倉 茂 生 昭和11年2月20日生	平成11年6月 中国電力株式会社 代表取締役副社長 原子力立地推進本部長 原子力本部長 平成13年6月 同社代表取締役社長 現在に至る [他の会社の代表状況] 中国電力株式会社代表取締役社長	1. 0株 2. なし

(*は新任候補者であります。)

(注)土肥孝治、小松健一及び白倉茂生の3氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の候補者であります。

第7号議案 退任取締役及び退任監査役に退職慰労金贈呈の件

本株主総会終結の時をもって任期満了により退任されます取締役 スティーブン・ティー・オデル氏及び本株主総会終結の時をもって任期満了により退任されます監査役 阪田俊紀、池田和三の2氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については、監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の各氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
スティーブン・ ティー・オデル	2003年6月 当社取締役専務執行役員 現在に至る
さか た とし き 阪 田 俊 紀	平成11年6月 当社監査役(常勤) 現在に至る
いけ だ かず み 池 田 和 三	平成14年6月 当社監査役(常勤) 現在に至る

以上

インターネットによる議決権行使について

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続き】

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご承のうえ、行使くださいますよう、お願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。
【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、株主総会の前日の平成17年6月23日(木曜日)まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行ってくださいますようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって、複数回、又は、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへのダイヤルアップ接続等の接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1. インターネットにアクセスできること。
2. パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5以上又はNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
3. 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国及びその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

名義書換代理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎0120-186-417（24時間受付）

住所変更等用紙の請求 ☎0120-175-417（24時間受付）

その他の照会 ☎0120-176-417（平日9:00～17:00）

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内図

会場 広島県安芸郡府中町新地3番1号
当社本店講堂

電話 (082)282 - 1111(代表)

